



JASSO PRESS

令和8年（2026年）8月4日



報道関係者各位

「令和7年度（2025年度）大学、短期大学及び高等専門学校における 障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果の概要について

独立行政法人日本学生支援機構では、全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象に
障害学生^{（※）}の修学支援に関する実態調査を実施した。

I 調査概要

1. 目的：障害学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学
及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の
修学支援の充実に資する。
2. 対象：大学、短期大学及び高等専門学校
3. 調査方法：悉皆調査
4. 調査期日：令和7年5月1日現在
5. 基本情報：全学校数 1,166 校、全学生数 3,256,809 人

II 主な調査結果

別添のとおり

※障害学生……障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において障害がある
ことが明らかになった学生

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

学生生活部 障害学生支援課／前田・平山

TEL：03-5520-6176 FAX：03-5520-6051

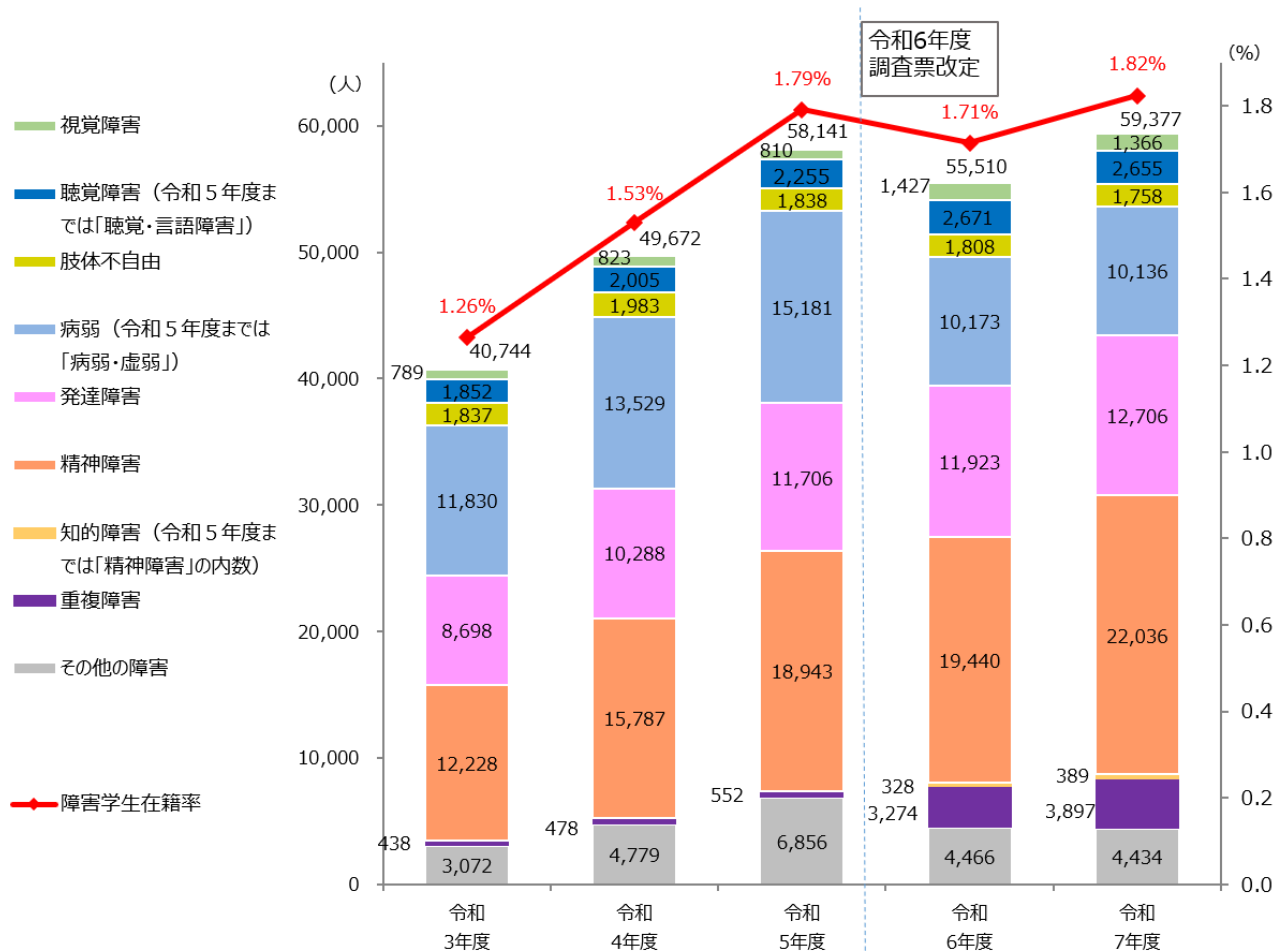
E-mail：shienka02@jasso.go.jp

URL：[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/
index.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/index.html)

主な調査結果

○障害学生数と障害学生在籍率

令和 7 年 5 月 1 日現在の障害学生数は 59,377 人で、障害学生在籍率は 1.82%であった。



○支援障害学生数と合理的配慮提供学生数

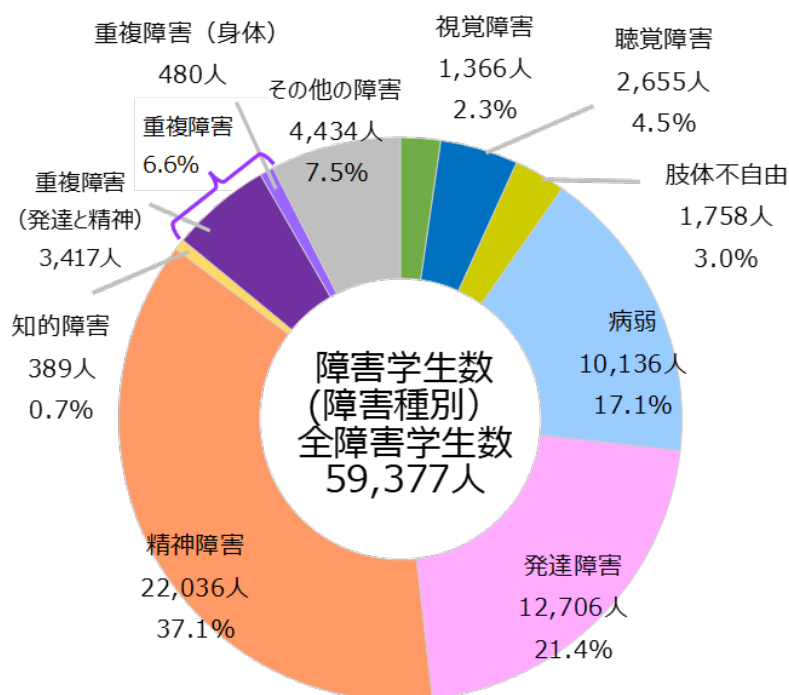
障害学生のうち、特性に応じた支援を受けている学生の割合は 69.5%で、かつ支援を合理的配慮として提供されている学生の割合は 51.6%である。

障害学生数	59,377人
支援障害学生数	41,238人
障害学生支援率 (支援障害学生数/障害学生数)	69.5%
合理的配慮提供学生数	30,667人
合理的配慮提供率 (合理的配慮提供学生数/障害学生数)	51.6%

○障害種別の障害学生数

令和 7 年度の障害種別の障害学生数について、「精神障害」が 22,036 人と最も多く、次いで「発達障害」が 12,706 人、「病弱」が 10,136 人となっている。

「発達障害」、「精神障害」、「知的障害」及び「重複障害（発達と精神）」を合わせると 38,548 人で、全障害学生数の 64.9%（前年度は 62.0%）を占めている。こうした発達障害や精神障害などに分類される学生数は、年々増加する傾向にある。



○障害学生支援に関する体制の整備

障害者差別解消法に関する対応要領等の策定をはじめ、障害学生支援を担当する部署・機関、相談窓口などが 8 割以上で整備されており、支援体制の充実がみられる。

障害者差別解消法に関する対応要領又は基本方針、規程等がある。	89.8%
障害学生支援を担当する部署・機関がある。	97.9%
障害学生支援に関する担当者を配置している。	97.3%
支援の申出等の相談に対応する窓口がある。	95.2%
支援の申出等に関する対応手順を規定した文書がある、又は対応要領等に手順が記載されている。	82.2%

【参考】障害区分と定義

障害区分	定 義
視覚障害	身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において視覚障害があることが明らかになった学生
聴覚障害	身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において聴覚障害があることが明らかになった学生
肢体不自由	身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断又は健康診断等において肢体不自由（補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能若しくは困難な程度のもの又はこれに達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のものをいう。）があることが明らかになった学生
病弱	身体障害者手帳を有する学生及び医師の診断において病弱（慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの）であることが明らかになった学生
発達障害	精神障害者保健福祉手帳（発達障害に限る。）を有する学生及び医師の診断等において発達障害があることが明らかになった学生
精神障害	精神障害者保健福祉手帳（発達障害を除く。）を有する学生及び医師の診断等において精神障害があることが明らかになった学生
知的障害	療育手帳を有する学生及び医師の診断等において知的障害（知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの及びこれに達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なものをいう。）があることが明らかになった学生
重複障害	二つ以上の障害があることが明らかになった学生
その他の障害	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、発達障害、精神障害及び知的障害のいずれにも該当しない障害があることが明らかになった学生